



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成26年11月1日
第236号

発行責任者 支部長 岡部 豊生
編集責任者 副支部長 松永 研嗣
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社



醍醐寺にて／三品
智会員

こもれび

スマート・ショック

9月にiPhone6が発売され、全世界では3日間で1,000万台を突破したそうだ。私はappleユーザーではないため、お祭り騒ぎを眺めているだけだが、同時に発表されたapple watchに興味を惹かれた。

この時計型端末はiPhoneと連動し、音楽プレーヤー、心拍数の測定機能を搭載した活動量計、メッセージ送受信機能や電話機能を持った通信機器等の機能を持つ。ウルトラ警備隊のビデオシーバーのようなデザインで、これだけでも興味を惹かれる男性は多いのではないだろうか。

ケースデザインはIKEPODの創業者の一人であるマーク・ニューソンと言われており、ダイアルデザインは自分好みにカスタマイズできる。精度は0.05秒以内と時

計としてもハイスペックだ。

この魅力的な時計型端末は、時計業界との競合が予想される。携帯電話の普及で腕時計を着けない人が増加したと言われるが、さらにこの流れが加速する可能性がある。セイコーの初代アストロンに端を発するクォーツ時計が、1970年代に機械式時計業界に大打撃を与えたクォーツショックのように、apple watchを始めとするウェアラブル端末によるスマート・ショックが、時計業界の地図を塗り替えるかもしれない。

時計業界からは、耐衝撃、ソーラー、電波、GPSに続いてどのような新機能を搭載してくるのだろうか。特撮ヒーローやアニメで憧れた道具が、現実のものになるのを密かに楽しみにしている。ただ、老眼が進むと端末の字が見えないですね…。 (後藤 和久)

9月支部研修

(平成26年9月12日開催)

「過年度の所得の 是正方法をめぐる紛争例」

講師：同志社大学法学部教授
田中 治氏



1. はじめに

ある所得が、どの年度に帰属して課税されるかについて、現行の所得税法及び法人税法の規定では、どのように処理するか必ずしも、はっきりされていない。そこで、この領域における基本的論点と基本原則が何かについて、① 期間税としての所得課税と当初申告の誤りの是正方法、② 課税のタイミングと年度帰属との関係、③ 後発的違法の場合の是正方法と前期損益修正との関係、などを柱に検討をする。

2. 紛争例

(1) 年金裁定事件－権利確定主義の過度の抽象性の例(仙台高判平19. 3. 27 納税者敗訴)

過去において給付されるべきであった年金が、後日一括して追加給付される場合について。支払期月において権利が確定するのであるから、その支払期月に属する年分の年金として課税すべきであるとした。

過去の年金を受領した時点で全ての金額を帰

属させることが当然に承認されるものではなく、その権利の性格、背景等からみて過去の年分について、それぞれ帰属させて課税計算すべきであるとする。

(2) 過大電力料金事件－権利確定主義と年度帰属の混同(最判平4. 10. 29 納税者敗訴)

第三者(電力会社)のミスに起因して、過去の費用(電力料)を過大に申告していたことが後日明らかになるとともに、過大費用の返金が一括してなされた場合について。電気料金等の過大支払の日が属する各事業年度に、過収電気料金等の返還請求権が確定したのものとして、各事業年度の所得金額の計算をすべきであるとするのは相当ではないとした。

そもそも、本件については受領したことをもって権利が確定したということ自体が適切ではないと考える。それは、電力料金の過大支払分が後日判明し、一括して支払われたということであり、課税の上では、過去の課税所得が過少であったことを意味する。そうだとすれば納税者が修正申告をして、これに対応することは適切というべきであるとする。

(3) 最高裁判決に基づき旧武富士の管財人が行った更正の請求－前期損益修正と特別の更正の請求(東京高判平26. 4. 23 納税者敗訴)

これまで国に対して法人税として納付してきた税額が、過払分の支払を過払債権者から求められた結果、法人税の過大納付となったとして、特別の更正の請求をしたところ、これが拒否されたため、当該拒否処分を求めた事案。判旨は、前期損益修正の処理は、法人税法22条4項に定める公正処理基準に該当すると解される一方、本件更生会社については、これと異なり過年度所得の更正を行うべき理由があるとはいえない。よって、通則法23条1項1号に該当するものとは認められず、本件更生会社が納付した法人税について法律上の原因がないともい

えないことは、原判決の説示のとおりであるとして、請求を退けた。

本件について、前期損益修正には法令の根拠はなく、通達のみに基づけられているものであり「法規」とすることに疑問がある。前期損益修正は継続企業を前提とし、かつ便宜的な制度である。各事業年度の正しい所得、正しい税額という税法上の要請に反しない限りで、認められる限定的なものである。この前提を欠く場合は、原則に返って各事業年度の正しい税額を求めるべきである。もし、この還付がない場合には、結果として所得のないところで課税することを意味する。これは課税の公平を害するとともに、納税者の財産権を侵害するものであって、到底許されるべきものではないと考える。

3. おわりに

第一に、権利確定主義の意味内容は多義的であり、その使い方には細心の注意が必要である。納税者が当該金員を確定的、最終的に手に入れたことをもって権利の「確定」とした事案もあれば（過大電力料金事件）、法律の定めた支払期日の到来をもって権利の「確定」とした事案（年金裁定事件）もある。

第二に、期間税に対する税法や税制の組立ては、これに対する修正申告や更正の請求の制度が存在することから明らかなように、基本的には、当該期間の課税計算の誤りにつき、当該課税期間について修正することを求めるものというべきである。

第三に、法人所得や事業所得について採用されてきた前期損益修正は、事業の継続性を前提として便宜的に認められてきたものであって、正しい課税所得の算定という要請を排除したり、所得のないところまで課税を強いるような結果を容認したりするために用いられるべきではないと考える。

（研修部 服部 裕子）

10月支部研修

（平成26年10月17日開催）

「税理士の綱紀監察及び懲戒処分に係る非違事例について」

講師：名古屋国税局 税理士監理官
松井 保之氏



名古屋国税局の税理士監理官・松井保之氏に最近の税理士の綱紀監察及び懲戒処分による傾向を講演いただきました。

はじめに、名古屋国税局には税理士監理官の松井氏の他に4名の専門官が籍を置き、主な仕事は税理士業務の実態調査を中心に、税務行政が適正かつ円滑に実現するよう努めているとのこと。

初めに、税理士及び税理士法人（以下法人）の懲戒処分の種類（戒告・停止・禁止）と相違点、加えて量定の範囲（法規定）の説明がありました。

その次に、全国における税理士・法人に対する懲戒処分の件数の推移が示されました。懲戒処分の件数は年々増加傾向にあり、25年度は50件になるそうです。その中で名古屋管内では、停止3件・禁止1件の合計4件の処分があったそうです。

また懲戒処分50件の対象行為内訳は、不真正税務代理等13件・自己脱税6件・多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ10件・名義貸し17件・その他4件であり、最近は不真正税務代理等及び名義貸しの懲戒処分が増加しているそうです。

次に税理士の懲戒処分に係る非違事例紹介の中では、故意による不真正税務書類の作成についての説明があり、税理士自らが不正にかかわらなくても、納税者の不正を知りながら、その不正を是正することなく税務書類を作成した場合は、それが故意にあたる判断され懲戒処分の対象になるとのことです。

また、過失による不真正税務書類の作成の場合は、税理士が納税者の不正を知らなくても、その不正がないことを確認せず税務書類を作成すれば、税理士として相当の注意を怠って税務書類を作成したこととなり、懲戒処分の対象になりえることがあるので、より注意が必要であるとのことです。

また、名義貸しによる処分は、税理士本人の名義貸しに対する認識が誤っていることが多く、税理士でないものが税理士事務所以外で税務書類を作成した場合でも、税理士本人がその書類または関係書類を再確認すれば名義貸しに当たらないと認識している税理士が多いそうです。しかし、本来は税理士が署名押印する税務書類は、その税理士本人の事務所において作成したものでなければならないので、もう一度正しい認識が必要とのことです。

最後に、税理士法第41条・業務処理簿の作成および41条の2・使用人等に対する監督義務に関する説明もあり、どちらも税理士に課せられている義務規定であり、具体的な非違事例もあるので、こちらも十分な注意が必要であるとのことです。

**講師：名古屋税理士会 綱紀監察部部长
税理士 岩田 勝司氏**



岩田氏は、税理士の立場で税理士法(抄)に沿って講演いただきました。まず、私たちは日々の業務中で、いつでも税理士法第1条(税理士の使命)に立ちかえって、税務の専門家として税理士の使命を考えてみるのが重要であるとのことでした。

その後、税理士の業務(税務代理・税務書類の作成・税務相談または付随する業務)について説明がありました。また、第32条・税理士証票の提示の重要性や第33条・署名押印の業務についての注意事項もありました。

続いて、第36条・脱税相談等の禁止 第37条・信用失墜行為の禁止 第38条・秘密を守る義務等の我々税理士としての根幹についての説明がありました。

最後に、税理士監理官の松井氏と同じく、第41条の2・使用人等に対する監督義務及び第54条・税理士の使用人等の秘密を守る義務についても説明があり、これらは日頃よりきめ細やかな注意が必要であると説明がありました。

(制度部 河野 雅好)



長久手1班

西出 吉辰

昭和支部の皆様、はじめまして。平成26年8月に東海税理士会尾張瀬戸支部より転入により入会をさせて頂きました、西出吉辰(にしでよしたつ)と申します。どうぞよろしくお願い致します。

私は、小さいながらも印刷業を営む一家に生まれ、祖父や親父の背中を追ううち、いつしか経営の道を志しました。経営、特に税務・会計に関する分野の学問を学び、経営コンサルティング会社、税理士事務所での勤務を経て、事務所を開業させて頂くに至っております。

税理士業務に関しましては、税務署・国税局でのアルバイト勤務ののち、名古屋市の税理士事務所にて、資産税のお客様、医療系の法人・個人のお客様を中心に、少しではございますが税理士補助者として経験を積んで参りました。平成26年1月に税理士登録をさせて頂いた、まだ30代の若輩者でございます。

しかしながら、税理士会に入会をさせて頂いた以上、微力ながらも、納税者の皆さまの申告や納税の手続きを支援したり、税に対する理解の向上に貢献したりする活動に携わらせて頂くことを目指しております。そのために、右も左もわからない中がむしゃらに勉強を重ねたときの初心を忘れず、これからも継続して、精進を重ねて参ります。

また、両親、家族はもちろんのこと、今までお会いした皆様に感謝すると共に、これからお会いする一人でも多くの方のお力になれるよう、誠意を尽くしご支援に励んで参ります。

昭和支部の諸先輩の先生方におかれましては、何卒、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。



瑞穂4班

田邊 豊

昭和支部の皆様、はじめまして、田邊豊と申します。

平成26年夏に、南区の事務所を瑞穂区に移転し、当昭和支部に転入いたしました。

私は瑞穂区で税理士業務補助の修業時代を過ごしてから、昭和50年に昭和支部で税理士登録をさせて頂き昭和62年までお世話になっておりました。このたび、私にとって思い出深い地に事務所を設けることができ、古巣に戻ってきたような懐かしさを感じています。

税理士業務につきましては、これまで所得税法人税等、消費税等、相続、贈与、譲渡所得税等の資産税、税務会計その他、税理士としての業務全般を行ってまいりました。消費税が成立した当時の研修会は、超満員、立ち見で研修を受けられた方も多数あった事など今でも鮮明に憶えています。その他の税実務についても様々な経験をしてまいりましたが、それに頼ることなく新しい事案に対応するため、不断の研鑽が必要と痛感しています。

インターネットで様々な情報が検索できる時代となっていますので、その情報も参考にし、税法、会計法その他の関連法令等を調査研究し、また裁判例等の検討もして適正な税務判断、会計判断ができるよう心がけているところです。

新事務所はまだ不慣れな環境ではありますが、心機一転、税理士として、クライアントの信頼に応えたいと存じておりますので、昭和支部の皆様には、何卒ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

相談所だより



税務相談員
平野 雅子

こんにちは。相談員になり4年目継続中の平野雅子です。相談員の業務は①継続指導対象者の記帳及び申告指導②記帳指導対象者の記帳及び申告指導③相談所での電話又は来所されての相談です。

①継続指導対象者は現在8名。4名の方がパソコン利用されてます。パソコンソフトは平成19年の減価償却改正前のソフトを継続して使用されてるので国税庁の確定申告コーナーで減価償却の計算をしています。うち1名の方はWindowsXPでしたのでパソコンを買え替えることになり、新しいソフトを入れていただきました。先日、減価償却資産の設定を済ませました。後の4名の方は現金出納帳、預金帳、経費帳から試算表を作成し申告に至ってます。毎月の試算表の貸借が合わないと頭をかかえて来所される方には「貸借の合わないところを見つけるのは大～好き。合わない時はすぐ知らせて」と言っています。電子申告は2名しています。当初は住所登録等の入力に時間がかかりましたが、次年からは利用者識別番号とUSBにデータ保存しているのでスムーズにいきます。予定納税額も表示されるのです。ホント便利になりました。電子申告されない方も申告書作成は国税庁の確定申告コーナーで作成しています。税額のチェックにもなりますから。10月からは当年分の所得税額、消費税額の概算をします。特に今年、消

費税は4月から8%になり去年より増額すると思われるので概算でお知らせし納税の準備をして頂きます。

②国税局から受託した記帳指導対象者に対し1年で5回（不動産所得は3回）の限られている回数で、記帳指導と申告できるよう頑張っています。いろいろな職種（4年間で15業種）の方がみえて大変楽しいです。今年はそろばん塾、手芸教室、タレント業の方々です。

③相談は年2件くらいで相続、確定申告時期には所得税、贈与税の相談もあります。

来年消費税が10%に引き上げられることにより（確定ではありませんが）、7000億円が子育て支援に投下される約束になっているそうです。アベノミクスの第3の矢である成長戦略の中核は「女性の活躍」、子育て支援は手厚くなってきているといわれます。2050年には日本人口は1億人を割り、生産人口（15歳～64歳）は約52%と推計されています。高齢者が増え働く人が減る中、女性が働ける環境を構築し労働力として機能すれば、生産人口の減少を緩和させることが可能というわけです。約束通り投下して保育所待機児童問題など解決してほしいものです。消費税引き上げによる負担を緩和するための2つの給付金、子育て世帯の臨時特別給付金と臨時福祉給付金。いずれも市町村に申請しないと貰えないので仕事先で話すようにしています。

確定申告期が近づくと当番日以外にも先生方が集まり、活気づきました。お昼ご飯を一緒にとるのも楽しみのひとつでした。暖かく、気を使ってくださいました。ありがとうございました。



「うちのこ」

仙田 浩人

私にとってうちのこと言えば、やはり子供達(人間の。)です。私は子供の時から、住んでいたのは公団やら、公団近くのマンションやらで、当時は集合住宅ではペットを飼うことができず、結婚した後の今でもその流れを引き継いでずっとペットを飼うという行為には縁がなく過ごしています。(まあ一通り、カブトムシ、鈴虫、ざりがに、ナマズに似たギギという魚などは、近くにあった平和公園から採取して飼育していましたけど。)

そんな私にとってある意味、親バカ的な愛情のこもった表現である「うちのこ」というと、やはり自分の子供達ももっともぴったりくるかと思えます。まあ私の家族や親族全員が個性豊かなので、家族全員もそれぞれ愛憎深く感じていますけど・・・。

今の私には、3人の子供達があります。(これが支部報に載っているときまでには、おそらくそのままだと思います。他から出てこなければの話ですが・・・)上から、朋也(トモヤ/男/小2)、愛実(マナミ/女/小1)、尚也(ナオヤ/男/3歳)です。

さあ、何をご紹介しますか・・・困ってしまいました。まあ、ひとつ子供達の名前の由来でも語らせてもらいましょうか。こんな勝手気ままに記事を書いていいのでしょうか。男の子の名前に、全員最後に「也」がついています。それは、思春期もすぎると偉そうになって、今は「パパ」と言っているのも華、そのうち「オヤジ」とか、「…」(←名無しではありません、無視です)とか、「誰が生活費を働いているんだ～」と昭和の親父らしく偉そうにちゃぶ台をひっくり返したくなる時期が来るかもしれません。しかも、その時期が過ぎれば、「おじいちゃん」とか、「オヤジも無理するなよ」とか、急に息子たちの方から勝手に上から目線に変わる時が来ます。

そんな時のために、私が父としての威厳を残すべく、さりげなく仕込んだのが、この最後の「也」という文字です。どれだけ子供たちが偉くなっても、私が彼ら呼びかけるときの名前は「ともや」「なおよ」です。その響きたるや、まるで劇の役名で言うところの2人で1セット、子供A子供Bのようであり、一瞬にして私を「パパ」と呼

んでいた瞬間に我々親子をいざないます。

子供達がいつまでも子供の時の名前で呼ばないでよと言われても、決してそれはあだ名などではなく、本名で読んでいる訳ですから変えようがありません。この名前を彼らが勝手に戸籍法107条の2に従って「名の変更」をしない限り(まあ、その名を変更したい事由が、正当な事由に該当するかはわかりませんが)、私はうちこのことの親子関係において、この甘美で主観的な満足感を永遠に享受し続けることができるのです・・・私は昭和天皇と同じ名前の「ひろひと」で彼らは侍従A、Bの「ともや」と「なおよ」、素晴らしい、「Tres Bien」(ちなみに大学で学んだ第二外国語はドイツ語です。)人類の叡智を感じずにはいられない。

はっ・・・気づくと文字数が結構な多さになってしまいました。名前の由来といっても、「也」の由来しか語っていません。特に娘に関しては何も語っていません。このままでは、「私は子供達の中でも愛されていないの!」といった問題が生じてしまいます。紙面もないので最後に簡単に説明させていただきますと、男の子の「也」以外の部分、「朋」「尚」は、私の好きな論語の文言から大事にしてほしい文字をとってつけました。娘については「愛が実る、実を愛する」人になって欲しいとの意味です。なんて完結で明瞭な説明でしよう。そして、こんな原稿でも果たして大丈夫なのでしょう・・・あとは広報部員の方々が判りやすく、さらに言えば私の仕事上の名誉を損なわない程度の文章に多大に修正をしていただけることを期待しております。私は知っています名古屋税理士会昭和支部の広報部員の方々の優秀さを・・・。それでは、また機会があれば、次の紙面にて「也」以外の由来や、夫婦間の意思決定プロセスについて詳細に説明させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

最後に家族の写真をご紹介させていただきます。



【9月の月例集会】

平成26年9月12日(金) 13時30分より

名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署よりの連絡事項)

1. 電子申告・納税システム(e-Tax)の利用勧奨について
2. 租税教室講師養成研修の開催について
3. 「にせ税理士」に係る情報提供について
4. ダイレクト納付、納税証明書オンライン請求の利用推進について
5. 平成25年分 贈与税の住宅取得資金の特例の適用者について

(支部より連絡事項)

厚生部：支部研修旅行について

研修部：今後の研修会について

広報部：支部旅行における写真コンテストについて
税理士会の租税教室講師養成研修開催について

【10月の月例集会】

平成26年10月17日(金) 13時30分より

今池ガスビル

(昭和税務署よりの連絡事項)

1. 「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」の発送日について
2. 年末調整関係用紙の交付開始時期について
3. 「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の記載について
4. e-Tax(ダイレクト納付・納税証明書オンライン請求)の利用勧奨について
5. 消費税及び印紙税に関する書面照会の実施について

(支部より連絡事項)

厚生部：支部研修旅行について

研修部：今後の研修会について

広報部：税理士会の租税教室講師養成研修開催について

支部からのお知らせ

・11月月例集会及び研修会

平成26年11月14日(金)

名古屋市天白文化小劇場

月例集会 13時30分より

研修会 14時30分より

「裁判例等から学ぶ『名義預金等』の帰属判定と相続税調査への対応」

名古屋学院大学大学院客員教授

竹本 守邦氏

・夜間特別研修会

平成26年11月7日(金)

今池ガスビル

「消費税－複数税率の法的問題点－」

広島修道大学法学部教授 奥谷 健氏

・3支部合同研修会実施報告

『前方に“沈黙の艦隊”～国税記者は調査事案をいかに把握して報道するか～』

講師：田中 周紀氏

日時：平成26年10月18日(土)

場所：愛知大学車道キャンパス

編集後記

先日、土地信託制度を使った所有権移転スキームに初めて遭遇しました。「信託」の設定による所有権移転に関しては不動産取得税や登録免許税がかからない。「受益者」が変わらなければ資産の移転・取得には該当しないとして譲渡所得も発生しない。「収益受益権」「元本受益権」「自己信託」等々、久しぶりに目からウロコの「アハ！体験」でした。まだまだ知らないことばかりです。

(上島 大慶)